

京都市動物園条例の一部を改定する条例（平成24年3月30日京都市条例第47号）

（文化市民局動物園）

京都市動物園の施設整備に関する事業の実施に伴う食堂の廃止並びに障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正に伴う規定整備のため京都市動物園条例の一部を改定することとしました。

この条例は、平成24年4月1日から施行することとしました。

京都市動物園条例の一部を改正する条例を公布する。

平成24年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第 47 号

京都市動物園条例の一部を改正する条例

京都市動物園条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「別表第1」を「別表」に改め、同条第2項第3号中「に規定する児童福祉施設」を「第7条第1項に規定する児童福祉施設又は同法第6条の2第2項若しくは第4項に規定する厚生労働省令で定める施設」に、「当該児童福祉施設」を「これらの施設」に改める。

第7条中「動物園の食堂又は」及び「(以下「食堂等」という。)」を削る。

第8条第1項中「食堂等」を「構内地」に改める。

第10条第2項本文中「別表第2」を「1月につき第1号」に、「前月中に入園料を納入した者1,000人につき520円を超えない範囲内において別に定める」を「第2号に掲げる」に改め、同項ただし書中「、構内地の使用について」を削り、同項に次の各号を加える。

(1) 使用の許可を受けた面積1平方メートルにつき350円

(2) 前月中に入園料を納入した者1,000人につき520円を超えない範囲内において別に定める額

第12条第1項及び第14条中「食堂等」を「構内地」に改める。

第16条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に、「食堂等」を「構内地」に改める。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(動物園)